

プレスリリース

平成13年10月11日
生産局生産資材課

肉骨粉等を原料とする肥料の使用について

このことについて、下記のとおり通知したので、お知らせします。

記

件名	肉骨粉等を原料とする肥料の使用について
発出者	生産資材課長
発出先	消費者団体、流通業界団体
発出年月日	平成13年10月10日
内容等	肉骨粉等を原料とする肥料を施用した農作物の安全性等についてお知らせするもの。 (同通知の主旨を周知するため地方農政局、都道府県及び関係団体へも通知を行っています。)

参考；当該通知文については、閲覧用として広報室に置いてあります。

問い合わせ先

生産局生産資材課

内線：3752、3765

直通：03-3501-1963

：03-3502-0124

担当：新本、綿谷

13生産第5336号
平成13年10月10日

消費者団体
食品流通団体 あて

農林水産省生産局生産資材課長

肉骨粉等を原料とする肥料の使用について

平成13年10月4日から、全ての国からの肉骨粉等の輸入を一時停止するとともに、国内産を含めた飼料用・肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料等の製造及び工場からの出荷の一時停止の要請を行ったところですが、このことに伴い、一部において肉骨粉等を原料とする肥料を施用した農作物の安全性に関する不安から、当該肥料を使用して生産された農作物への忌避反応も生じています。

今回の一時停止措置は、あくまでも肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止するために緊急的な措置として行ったものであり、肉骨粉等を原料とする肥料を施用した農作物の安全性を問題として行ったものではありませんが、情報不足等から前述のような忌避反応が生じているものと考えられます。

このため、肉骨粉等を原料とする肥料を施用した農作物の安全性等についての考え方を別添のように取りまとめましたので、ご理解の上貴傘下会員にお知らせいただけるようお願い申し上げます。

別添

Q 1 肉骨粉等を原料とする肥料を施用した農作物は安全ですか。

A

- 1 肉骨粉等については、肥料用、飼料用を問わずすべて1996年3月にイギリスから輸入を禁止し、本年1月にはEU諸国からの輸入を禁止しています。
また、日本において発生したBSE患畜からつくられた肉骨粉については、家畜伝染病予防法上の家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれのある汚染物品として焼却が行われることとなっています。
- 2 植物は、栄養分を主として硝酸態窒素等の無機態で吸収します。また、植物がプリオンタンパク質を吸収するという研究報告等はありませんし、動物性タンパクであるプリオンタンパク質が植物体内で増殖することはありません。
- 3 肥料の原料として使用される肉骨粉等のうち、最も量的に多いものは蒸製骨粉ですが、これは国際獣疫事務局(OIE)が定める国際基準(133、20分、3気圧)以上の条件で処理、製造されており、肥料用として用いられる限り安全性の高いものです。
- 4 したがって、肉骨粉等を原料とする肥料を施用した農作物の安全性については問題がありません。
- 5 なお、牛海綿状脳症の問題に以前から取り組んでいるEU委員会でも肉骨粉等を原料とする肥料の使用は禁止しておりません。

Q 2 肉骨粉等を原料とする肥料は、作物の生産に不可欠なものなのですか。

A

肉骨粉等を原料とした肥料は、作物の必須要素であるりん酸質を多く含み、作物の吸収性に優れた緩効性の肥料であることから、良質な農作物の生産に欠かすことができません。

この肥料の緩効性という特徴は、化学肥料とは異なった優れた点です。また、同じ有機質肥料であっても油粕等の植物性有機質肥料では窒素分は多いのですが、りん酸質分はあまり多くありません。

このようなことから、肉骨粉等を原料とした肥料は、他の肥料には代えがたいものです。